

山梨県公報

第千六百八十五号

平成十八年

七月二十七日

木曜日

目次

字の区域変更	五七三
手数料の収納事務の委託	五七三
道路の区域変更	五七三
道路の供用開始(三件)	五七四
建築基準法に基づく道路位置指定	五七四
公告	五七五
開発行為に関する工事の完了について(三件)	五七五
企業局	五七五
山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部を改正する規程	五七五
教育委員会	五七六
山梨県立養護学校通学区域等に関する規則等の一部を改正する規則	五七六

告示

山梨県告示第三百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北杜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
明野町大字小笠原字深山一〇四二の一部、一〇四三の一部、一〇四五の一部、一〇四七の一部、一〇四九の一部及びびこ	明野町大字小笠原字屋敷内

これらの区域に介在する道路である市有地の全部

明野町大字小笠原字御堂坂下一二一九の地先の道路である市有地の一部

明野町大字小笠原字屋敷内九七七の地先の道路 水路である市有地の一部

明野町大字小笠原字深山一〇四九の一部、一〇五一の一部、一〇〇八の一部、一一〇の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部

明野町大字小笠原字屋敷内九六四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部並びに九六四の地先の道路 水路である市有地の一部

明野町大字上手字拾貳所二一六三の一、二一六四の一、二一六五の一、二一六六の一、二一六七の一の地先の水路である国有地の一部

明野町大字小笠原字御堂坂下	明野町大字上手字五反田
---------------	-------------

山梨県告示第四百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方
東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会
- 二 委託に係る手数料
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
- 三 委託の期間
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

山梨県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年八月十七日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十八年七月二十七日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 富士吉田山中湖自転車道線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字向切詰四七九番の一七三地先から 南都留郡山中湖村平野字向切詰四七九番の一七七地先まで	四・一 七・八	四・一 七・八	四・〇 二〇・九	七九〇・〇
	四・一 七・八	四・一 七・八	四・一 七・八	七九七・三
	四・一 七・八	四・一 七・八	四・一 七・八	七九七・三

山梨県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年八月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	甲府中央右 左口線	甲府市大里町字東耕地二二五四番の五二地先から 甲府市大里町字東耕地二二九二番の一地先まで	一五二・〇	平成十八年 七月二十七日

山梨県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年八月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	粟倉飯富線	南巨摩郡身延町大字遅沢字塩沢 二三四六番の二地先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字山田 和二九一四番の一地先まで	四七五・〇	平成十八年 七月二十七日

山梨県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年八月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	野田尻四方 津停車場線	上野原市大字野田尻字熊ノ久保 二九五四番の九地先から 上野原市大字野田尻字熊ノ久保 二九五三番の一地先まで	六〇・〇	平成十八年 八月一日

山梨県告示第四百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市石和町井戸字豊岡三〇番九
- 二 道路の幅員
最大六・〇四メートル 最小六・〇二メートル
- 三 道路の延長
一〇六・〇〇メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
南都留郡富士河口湖町西湖字根場二七六九、二七二〇、二七二一、二七三三、二七三九、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四の
一、二七五四の二、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、
二七六一、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六九、二七七〇及び二七
七一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡富士河口湖町船津千七百 富士河口湖町長 小佐野常夫

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡富士河口湖町西湖字根場二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七
〇七、二七〇八及び二七〇九の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡富士河口湖町船津千七百 富士河口湖町長 小佐野常夫

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十八年七月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
南都留郡山中湖村山中字出口道下一〇六五の一、一〇六六の一及び一〇六七の一の
区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横浜市泉区和泉町二千百三十七番地の三 コウノウォーター株式会社 代
表取締役 河野勝

企 業 局

山梨県企業局管理規程第十一号

山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年七月二十七日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部を改正する規程

山梨県企業局職員職務発明等取扱規程（平成十二年山梨県企業局管理規程第一号）の
 一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「一月以内に」を「直ちに」に改める。

第十二条第一項中「対し」の下に「、実施補償金として」を加え、「収入実績に応じ」
 を「収入を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を
 乗じて得た額の合計額を」に改め、「次に掲げるところにより実施補償金を」を削り、
 同項各号を次のように改める。

- 一 百万円以下の金額 百分の五十
- 二 百万円を超える金額 百分の二十五

第十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三
 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の山梨県企業局職員職務発明等取扱規程第十二条の規定は、平成十八年度の収入に係る実施補償金から適用し、平成十七年度以前の年度の収入に係る実施補償金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、考案及び意匠の創作について準用する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十八号

山梨県立養護学校通学区域等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立養護学校通学区域等に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県立養護学校通学区域等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県立養護学校通学区域等に関する規則(平成八年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立あけぼの養護学校の項中「に児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により入所する」を「で加療中の」に改める。

(山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立あけぼの養護学校の項中「山梨県韮崎市旭町上条南割三、三二三番地の一」を「山梨県韮崎市旭町上条南割三、二五一番地一」に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は平成十八年九月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。